

令和8年度高知家の救急医療電話（#7119）広告委託業務 プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度高知家の救急医療電話（#7119）広告委託業務

(2) 業務の目的

救急車の適正利用や救急医療機関の受診の適正化を図るため、「高知家の救急医療電話（#7119）」幅広い世代へ広報啓発を行うもの。

(3) 業務の内容

「高知家の救急医療電話（#7119）広告委託業務仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

2 見積限度額

2,992,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※消費税額及び地方消費税額の税率は10%とすること。年度の途中で税率の引上げがあった場合は、変更契約を行う。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「高知家の救急医療電話（#7119）広告委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではない。

選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。10営業日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととする。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店等）があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 「令和 6 年度～令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」の営業種目「広告・催事関連サービス」に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (4) 高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

業務の内容や、プロポーザル方式による企画提案の手順を説明する。参加希望者は、様式 1 により申し込むこととする。

- (1) 開催日時 令和 8 年 5 月 20 日（水）14 時 00 分～15 時 00 分
- (2) 場 所 高知県庁本庁舎 3 階危機管理部会議室
- (3) 参加者数 1 社当たり 1 名まで
- (4) 申込期限 令和 8 年 5 月 18 日（月）17 時必着
- (5) 申込方法 電子メール(010301@ken.pref.kochi.lg.jp)

7 質疑と回答

質疑は、令和 8 年 5 月 22 日（金）17 時までに、質疑書（様式 2）により持参、または、電子メールで受け付ける。なお、電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

すべての質疑と回答については、令和 8 年 5 月 28 日（木）17 時までに、高知県消防政策課ホームページに掲載するものとする。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、口頭などでの問い合わせや受付期間外の質疑は受け付けない。

<送付先> 〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2-20

高知県危機管理部 消防政策課 消防担当

T E L : 088-823-9318

電子メール : 010301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010301/>

8 参加申し込み及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書（様式3）及び法人概要書（様式4）に資格要件の確認書類を添えて申し込みを行うこと。

（1）参加申込書（添付書類を含む）

ア 提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）

イ 提出期限

令和8年6月2日（火）17時 必着

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20
高知県危機管理部 消防政策課 消防担当

（2）資格要件の確認

参加申込者から提出のあった参加申込書を確認のうえ、結果を令和8年6月10日（水）17時まで参加申込者へ電子メール等にて通知する。

（3）資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち、資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができる。

イ 知事は説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度高知家の救急医療電話（#7119）広告委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「高知家の救急医療電話（#7119）広告委託業務プロポーザル審査要領」に基づき、審査を行う。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、速やかにすべての提案者に文書で通知する。

なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

12 日程（予定）

令和8年5月18日（月）	説明会参加申込期限
5月20日（水）	説明会
5月22日（金）	質疑書の提出期限
5月28日（木）	質疑書への回答をホームページへ掲載
6月2日（火）	参加申し込み及び資格要件確認書類の提出期限
6月10日（水）	資格要件確認結果の通知
6月18日（木）	企画提案書等の提出期限
6月下旬	審査委員会（プレゼンテーション）
7月上旬	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式6により提出する。

開示・非開示の判断は様式6に基づき行うものではなく、様式6を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。

14 問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20
高知県危機管理部 消防政策課 消防担当
TEL : 088-823-9318 FAX : 088-823-9253
電子メール : 010301@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。